

令和 5 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業等の実施について

(令和 5 年度決算検査報告 290 ページ参照)

1 本院が表示した意見及び要求した改善の処置

農林水産省は、令和 3、4 両年度に、「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業(以下「低コスト生産等支援事業」という。)を実施する都道府県農業再生協議会に対して、農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金を交付している。「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱」等によれば、低コスト生産等支援事業は、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新すべく、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援するなどのものとされている。また、低コスト生産等支援事業において、助成対象とする作物は水田において主食用水稻を作付けせずに、基幹作として作付けされる、新市場開拓向けなどの麦、大豆及び高収益作物、子実用とうもろこし(以下、これらを合わせて「対象畑作物」という。)等とされている。そして、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者(以下「助成対象者」という。)は対象畑作物ごとに助成対象とする低コスト生産等の取組(以下「対象取組」という。)を三つ以上行うこととされている。同省が作成した「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る Q&A」によると、地域農業再生協議会(以下「地域協議会」という。)は、助成対象者の対象取組の実施状況等について確認することとなっていて、確認に当たっては、作業日誌等の根拠書類を確認することや、現場で取組の実施状況等を確認することが想定されるなどとなっている。同省は、5 年度から、低コスト生産等支援事業の後継事業として、畑作物産地形成促進事業を実施しており、経営所得安定対策等実施要綱によれば、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援することとされている。そして、助成の基本的枠組みや実施手続等について低コスト生産等支援事業とおおむね同様となっている。

しかし、助成対象者が実施した対象取組には、多くの地域協議会が必要な品質や収量を得るために通常行うべき基本的な作業の内容等(以下「基本的内容等」という。)と認識している取組内容等が含まれていて、対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない事態、及び地域協議会において対象取組の実施状況等を確認するために必要な根拠書類(以下「実績確認書類」という。)の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めていなかったことなどから、対象取組の実施状況等が適切に確認されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して 6 年 10 月に、次のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求した。

ア 対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること(会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

イ 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 対象取組について低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討し、その結果を踏まえて、6年12月に経営所得安定対策等実施要綱を改正するとともに、「畑作物産地地形形成促進事業に係るQ&A」を改訂して、多くの地域協議会が基本的内容等と認識している取組内容を対象取組から除くなどした。

イ 対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、6年12月に実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、7年2月までに「畑作物産地地形形成促進事業に係るQ&A」等により地域協議会等に周知した。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模について

(令和5年度決算検査報告297ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)に対して、出資金及び交付金(以下「出資金等」という。)を交付している。そして、信用基金は、出資金等を財源として、各都道府県に所在する農業信用基金協会(以下「協会」という。)に対して長期の資金を貸し付けている(以下、当該資金を「本件貸付金」といい、本件貸付金の貸付けを「本件貸付け」という。)。協会は、農業者等が農業近代化資金等を融資機関から借り入れるに当たり、その債務等を保証している。同省は、本件貸付金を原資として代位弁済(被保証者が債務不履行に陥った場合に、協会が当該被保証者に代わって債務の弁済を行うことをいう。以下同じ。)が行われることで、協会において新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)によれば、独立行政法人は、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされており、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。そして、本院は、本件貸付金及び国の出資金等が適切な規模のものとなるよう、農林水産大臣に対して、平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した(以下、この要求を「24年処置要求」という。))。

しかし、その後の状況について検査したところ、本件貸付金について、24年処置要求時の状況と比較しても、本件貸付けを行う必要性は低下してきているにもかかわらず、同省において、24年処置要求を受けて本件貸付金の規模を見直した後、その規模が引き続き見直されることなく、必要額を上回る貸付けが信用基金において行われている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和6年9月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 本件貸付金が有効に使用されるように各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること